

議案第 105 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市中学校入学福祉祝金支給事業の実施に伴い，石岡市中学校入学福祉祝金基金を設置するため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金に次のように加える。

石岡市中学校入学福祉祝金基金	中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）へ入学する児童を監督保護する配偶者のいないひとり親等及び身体障害者に対し，入学福祉祝金を支給することにより，児童の健全な育成を支援し，福祉の向上を図るため。 寄附金 1 2,000 万円	入学福祉祝金の支給に充てるとき。
----------------	---	------------------

附 則

この条例は，公布の日から施行する。